

新聞発表文

平成9年度における主要な企業結合事例

平成10年6月12日

公正取引委員会

平成9年度において、事前相談又は届出があった主要な企業結合事例は、次頁以降のとおりである。

目 次

事例 1	日本紙業㈱と十條板紙㈱との合併	2
事例 2	三井石油化学工業㈱と三井東圧化学㈱との合併	3
事例 3	三井東圧化学㈱及び住友化学工業㈱によるポリスチレン事業の統合	6
事例 4	エクソン・グループによるゼネラル石油㈱の株式取得	8
事例 5	林薬品㈱とオーク薬品㈱との合併	10
事例 6	㈱富士銀行による安田信託銀行㈱の株式取得	12
事例 7	㈱三和銀行による山一証券投資信託委託㈱の株式取得	14
事例 8	大山証券㈱と日ノ丸証券㈱との合併	16
事例 9	A社ほか3社によるX製品に係る共同生産会社の設立	17
事例 10	F社によるG社への役員派遣等	19
事例 11	H県中央卸売市場に入場予定のZ商品卸売業者の合併	20
事例 12	金融会社J社による製造販売業者K社の株式取得	21

(注) 公正取引委員会への事前相談は、対外的に計画を発表していない段階で行われることが多く、その場合は入手できる情報・資料には限界がある中で独占禁止法上の判断を行っている。また、昨年に続き、公正取引委員会が問題点を指摘した後に実施しないことにした企業結合計画についても紹介している。これらの事例は、事業者の秘密保持に特に留意する必要があるため、匿名とした。

問い合わせ先 公正取引委員会事務局経済取引局企業結合課
(電話) 03-3581-5471 (代表) 内線: 2561, 2562
03-3581-3719

事例1 日本紙業㈱と十條板紙㈱との合併（平成9年8月合併届出受理，10月合併）
（新会社名 日本板紙㈱）

1 本件の概要

本件は，紙，板紙が主体の製造販売業者である日本紙業㈱と板紙の製造販売業者である十條板紙㈱が，厳しい経営環境に対処し，企業基盤の一層の強化を図ること等を目的として合併しようとするものである。

2 一定の取引分野

紙，板紙については，一般的には，品種ごとに原料の配合割合，製造，用途等が異なるため，各品種について一定の取引分野が成立すると考えられる。

本件においては，合併により生産数量シェアが15%以上かつ第1位となる品種として，外装用ライナー（ジュート）及び黄板紙チップボールのそれぞれの全国における製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断して重点的に検討を行った。

3 問題点等

（1）問題点

ア 合併新会社の外装用ライナー（ジュート）の生産数量シェアが，16.0%かつ第1位となるとともに，十條板紙㈱の親会社である日本製紙㈱のグループ会社（25%超の株式所有関係にある会社）を含めてみると20.9%かつ第1位となる。

イ 合併新会社の黄板紙チップボールの生産数量シェアが22.9%かつ第1位となる。

（2）考慮事項

外装用ライナー（ジュート）及び黄板紙チップボールについては，それぞれ有力な競争業者が存在する。

4 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると，本件合併は，直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事例2 三井石油化学工業㈱と三井東圧化学㈱との合併（平成9年7月合併届出受理、10月合併）（新会社名 三井化学㈱）

1 本件の概要

本件は、石油化学品メーカーである三井石油化学工業㈱（以下「三井石化」という。）と、総合化学品メーカーである三井東圧化学㈱（以下「三井東圧」という。）が、海外展開におけるキャッシュフローの確保、研究開発の強化等を目的として、合併しようとするものである。

2 一定の取引分野及び問題点

(1) 両社の生産・販売する製品を製法、形状、特性、用途等の点から区分し、そのうち競合関係があり生産能力又は販売数量のシェアを合算すると15%以上かつ第1位となる次表の7品目（以下「7品目」という。）について重点的に検討を行った。

製品名	区分	三井石化		三井東圧		合 算 後		
		シェア(%)	順位	シェア(%)	順位	シェア(%)	順位	競争者数の減少
①ポリプロピレン	生産能力	15.0	2位	8.1	7位	23.1	2位	8社→7社
	販売数量	17.6	2位	8.6	6位	26.2	1位	同上
②フェノール	生産能力	33.7	1位	22.5	2位	56.2	1位	5社→4社
	販売数量	30.9	1位	26.4	3位	57.3	1位	4社→3社
③アセトン	生産能力	31.0	1位	24.4	3位	55.4	1位	6社→5社
	販売数量	22.9	3位	4.8	5位	27.6	2位	同上
④アルファメチルスチレン (AMS)	生産能力	53.7	1位	29.3	2位	82.9	1位	3社→2社
	販売数量	46.2	1位	34.6	2位	80.8	1位	同上
⑤アニリン	生産能力	43.5	1位	17.2	3位	60.7	1位	5社→4社
	販売数量	52.0	1位	(自消)	—	52.0	1位	3社→3社
⑥ビスフェノール A	生産能力	18.8	2位	32.8	1位	51.6	1位	6社→5社
	販売数量	9.1	3位	38.8	1位	48.0	1位	同上
⑦ターシャリーブチルアルコール (TBA)	生産能力	19.9	1位	14.0	3位	34.0	1位	7社→6社
	販売数量	49.3	1位	(自消)	—	49.3	1位	3社→3社

(注) 平成7年度の実績に基づくものである（アセトンは平成7年）。販売数量には関係会社への供給分は含まない。当事会社のシェアには当事会社が発行済株式総数の25%以上を所有している会社のシェアを含む。競争者数は当事会社を含む。

7品目についてそれぞれ一定の取引分野を検討すると次のとおりである。

ポリプロピレンについては、その用途において一部ポリエチレン、ポリスチレン等の合成樹脂と部分的に代替関係があるが、それぞれ基本的な物性・用途が異なる。

アセトンについては、その用途の25%を占める溶剤等の分野では酢酸エチルやメチルエチルケトンと代替関係があるが、それぞれ価格・基本的な特性が異なる。

フェノール、アニリン、ビスフェノールA及びTBAについては、これらと直接に競合又は代替関係にある製品は見当たらない（フェノールについてはクメン法とトルエン法、アニリンについてはニトロベンゼン法とハルコン法という異なる製法があるが、製品の品質差・価格差はない。）。

したがって、これら製品ごとに一定の取引分野が成立すると判断した。

AMSについては、その用途のほとんどを占めるABS樹脂の耐熱向上剤の分野ではPMI（フェニルマレイミド）と代替関係があり、PMIを含めた取引分野における競争についても検討する必要があると判断した。

- (2) 石油化学製品はエチレン等の基礎製品から誘導品までは1コンビナートの中で流れており、一般的に、エチレン等を供給する石油化学メーカーは、エチレン等から誘導品までを生産している。

このような中、両社の生産する石油化学製品は7品目以外にも重点審査を行う対象とする選別基準に該当する品目が多数あり、本件の合併によって、相互に関連性のある品目がより集積することとなって石油化学工業における当事会社の総合的事業能力が拡大し、石油化学製品それぞれにおける競争に影響を及ぼすことが考えられる。

3 考慮事項

- (1) 7品目に係る考慮事項は、次のとおりである。

ア 輸入品の存在

フェノールについては、メーカー間に品質の差はなく、ユーザーの使い慣れ等の問題もないこと、ロット・荷姿・運搬・保管の面で問題が少なく、主なユーザーに輸入の経験があることから、ユーザーは容易に輸入を増やすことができると考えられ、また、輸入価格、輸出価格及び国内価格が近年ほぼ同水準で推移しており、国内市場及び海外市場共通の価格形成が行われているとみられることから、合併後の当事会社の販売シェアが高くても、国内市場における価格や数量をコントロールする力はないとみられる。

フェノールの輸入比率は平成7年度で1.7%にすぎないが、国内生産能力が低かった時期には輸入比率は現在よりも高かったことを考慮すると、輸入比率の低さは、国内価格が海外価格とほぼ同水準であり、かつ、現在は国内メーカーの供給余力があるため、わざわざ輸入するまでもないことによるものとみられる。また、大手ユーザーの中には、国内メーカーとの価格交渉を有利に行う等の目的から、輸入価格の方がある程度高くても輸入を続ける方針を採っているところもあった。

このほか、アセトン（輸入比率4.8%）、アニリン（同8.2%）及びビスフェノールA（同28.3%）についても、おおむね同様の事情にあるとみられる。

イ 競争業者の存在

ポリプロピレンについては、生産能力シェアで第1位の競争業者が販売数量シェアでも20%を超えており、このほか生産能力シェア又は販売数量シェアで10%を超える競争業者がそれぞれ複数存在している。

フェノールについては、近年、新日鐵化学㈱、三菱化学㈱（旧三菱化成㈱）及び出光石油化学㈱が相次いで参入しており、生産能力シェア及び販売数量シェアで20%を超える競争業者が存在している。

アセトンについては、販売数量シェアで第1位で30%を超える競争業者が存在し、このほか20%を超える競争業者が存在している。

アニリンについては、販売数量シェアで20%を超える競争業者が存在し、その生産能力シェアは30%を超えている。

ビスフェノールAについても、近年新規参入が相次いでおり、当事会社のシェアは年々低下している。

TBAについては、販売数量シェアで40%を超える競争業者が存在している。

ウ 代替品の存在

AMSについては、ABS樹脂の耐熱向上剤の用途面で徐々にPMIと置き換わっているとみられ、販売数量は年々低下している。

エ ユーザーの意見

フェノールの大手ユーザー及び中小ユーザーは、いずれも海外価格をみながら価格交渉を行っているとしており、本件合併により取引数量・価格面で不利になることはないとしている。

アセトン、アニリン及びビスフェノールAについてもおおむね同様の事情にあるとみられる。

オ 自己消費

アニリン及びTBAについては、三井東圧は生産量の全量を次工程に投入しており出荷設備はなく、本件合併の国内市場に対する影響は小さいとみられる。

(2) 当事会社の総合的事業能力

石油化学工業の分野においては、その売上高及びエチレンの生産能力シェアで第1位の三菱化学㈱のほか、他に有力な事業者が存在している。

4 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると、本件合併によって、直ちにそれぞれの取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

なお、今後、輸入を含めた競争環境を一層整備するため、特に集中度が高い品目を中心に関税の早期引下げ・撤廃が図られることが望ましいと考え、この旨関係当局に要望した。

事例3 三井東圧化学㈱及び住友化学工業㈱によるポリスチレン事業の統合

1 本件の概要

本件は、三井東圧化学㈱（以下「三井東圧」という。）と住友化学工業㈱が、コスト競争力の確保等を目的として、平成9年10月を目途に両社が出資して設立する会社（以下「合併会社」という。）に両社のポリスチレン事業を譲渡し、統合しようとするものである。

なお、三井東圧は同時に、三井石油化学工業㈱との合併を予定している（事例2参照）が、同社はポリスチレン事業を営んでいないので、本件では当該合併とは別個に検討を行った。

2 一定の取引分野

ポリスチレンは、石油基礎製品であるエチレン及びベンゼンを原料にして生産されるスチレンモノマーを重合（分子量の比較的小さい化合物を結合させて大きな分子量の化合物とすること）して製造される。ポリスチレンには、一般成形用としての一般用ポリスチレン（以下「GPPS」という。）、耐衝撃性ポリスチレン（以下「HIPS」という。）及び発泡用としての発泡ポリスチレン（以下「FSPS」という。）とがある。

一般成形用のGPPS及びHIPSは、電気機器、一般機器、産業用資材、包装資材、日用・雑貨等に使用されているが、GPPSは、成形性、加工性、透明性、電気絶縁性が良く、着色や発泡が容易であるという特徴を持っており、一方、HIPSは、耐衝撃性を高めるため、GPPSにゴム分（ブタジエンゴム）を混入して製造され、ゴム含有量の割合が多くなるほど耐衝撃性が高くなり、透明性が失われる。このように、GPPS及びHIPSは、その特性に差異が認められるが、各メーカーはユーザーの要求する強度に対応した各種グレードを段階的に製造していること、GPPSとHIPSとを併用して使用するユーザーも少なくないこと及び各メーカーとも両者を取りそろえて製造している状況にあることから、本件においては、ポリスチレンのうち、GPPS及びHIPSを合わせた製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した。

なお、FSPSについては、GPPS及びHIPSとは用途が異なることや本件の当事会社は生産していないことから本件で検討すべき一定の取引分野には含まれないと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

本件事業統合により、GPPS及びHIPSの分野における販売数量シェアは18.2%かつ第2位となり、生産能力でのシェアは15.5%かつ第2位となる。

(2) 考慮事項

ア GPPS及びHIPSの製造・販売分野には、販売数量シェア、生産能力シェアともに20%を超え第1位である競争業者が存在するほか、販売数量シェアで10%を超える競争業者、生産能力シェアで10%を超える競争業者がそれぞれ複数存在している。

イ 合弁会社設立後、三井東圧は、販売数量シェア、生産能力シェアともに10%を超える競争業者とのポリスチレンの共同生産事業を解消することとしている。また、本都合弁会社は、今後生産設備を削減し生産能力を引き下げるとしており、その結果、GPPS及びHIPSの生産能力シェアは、15.5%から12.3%（第2位から第5位）に低下する。

4 当委員会の判断

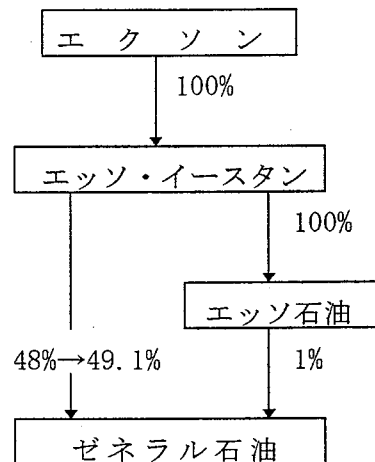
上記の点を総合的に勘案すると、本件ポリスチレン事業統合は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

事例4 エクソン・グループによるゼネラル石油㈱の株式取得

1 本件の概要

本件は、米国のエネルギー関連総合会社であるエクソン・コーポレーション（以下「エクソン」という。）が、自己の子会社であるエッソ・イースタン・インコーポレーテッド（米国法人。以下「エッソ・イースタン」という。）及びエッソ石油㈱（日本法人。以下「エッソ石油」という。）を通じて株式を所有しているゼネラル石油㈱（以下「ゼネラル石油」という。）について、さらにエッソ・イースタンをして株式を追加取得し、エクソン・グループとして50%超の株式を保有しようとするものである。

（株式所有関係図）



（注） 実際には、エッソ・イースタンが48.57%、エッソ石油が1.53%まで、それぞれ追加取得することとなった。

2 一定の取引分野

エッソ石油及びゼネラル石油は、全国で事業活動を行っている石油製品の元売業者であり、通常、石油精製業者から仕入れて各地のガソリンスタンド等の販売業者に販売している。石油製品は、揮発油、灯油、軽油等の油種ごとに用途が異なる。

したがって、本件株式取得により影響を受けると考えられる一定の取引分野は、全国及び各都道府県における石油製品（揮発油、灯油、軽油及びC重油）の元売分野であると判断した。

3 問題点等

（1）問題点

ア 本件株式取得により、エッソ石油とゼネラル石油の沖縄県における石油製品の販売シェアを合計すると、揮発油で42.6%かつ第1位、灯油で37.4%

かつ第1位、軽油で36.6%かつ第1位、C重油で58.8%かつ第1位となる。

イ 沖縄県においては、石油精製業者は2社しか存在しないところ、そのうちの1社は、ゼネラル石油がその株式の過半を所有する南西石油㈱（以下「南西石油」という。）であるため、本件株式保有によりエッソ石油及びゼネラル石油が南西石油の経営を支配することができるようになることから、他の元売業者の参入阻害につながるおそれがある。

(2) 考慮事項

ア 各石油製品の沖縄県における元売分野において、シェアが25%を超える有力な競争業者がそれぞれ1社存在する。

イ 沖縄県の石油製品の元売分野に参入するには、精製能力を持たない元売業者等でも、県内の石油精製業者から商品を調達することができる。油槽所等の設備についても、県内の既存の元売業者の備蓄設備を利用することが可能である。

ウ 沖縄県の石油元売業者のほとんどが同県の石油精製業者から石油製品を仕入れて販売しており、当該石油精製業者は、親会社の石油元売業者以外の有力な元売業者に対しても出荷している。

(3) 問題点の指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、上記考慮事項を考慮しても、上記問題点のうち、他の元売業者の参入阻害につながるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、ゼネラル石油からは、沖縄県の石油製品元売分野における新規参入が制限されることのないよう、南西石油の取引先の決定には関与しない等の措置を採る旨の申出があった。

4 当委員会の判断

上記の当事会社の措置等を総合的に勘案すると、本件株式取得は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事例5 林薬品㈱とオーク薬品㈱との合併（平成9年8月合併届出受理，10月合併） （新会社名 ㈱エパルス）

1 本件の概要

本件は，中国地区において医薬品卸売業を営む林薬品㈱（山口県内においては動物用医薬品のみ）とオーク薬品㈱が，経営体質の強化等を目的として合併しようとするものである。

2 一定の取引分野

通常，医薬品卸売業者は，メーカーから商品を仕入れ，取引先医療機関又は小売店から注文を受けて商品を納入しているため，受注活動及び配送拠点として支店等を置いており，これら支店等の営業範囲が事業活動の範囲と考えられる。当事会社は，おおむね中国地区内の各県ごとに支店等を設置しているため，各県及び中国地区のそれぞれにおいて競争が行われているとみられる。

また，医療用医薬品，一般用医薬品及び動物用医薬品では販売先が異なる。

したがって，本件においては，当事会社の営業区域内である県及び地域ブロックにおける医療用医薬品，一般用医薬品及び動物用医薬品の各々の卸売分野に「一定の取引分野」が成立すると判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

合併新会社のシェア等が，以下のとおりとなる。

ア 医療用医薬品について，営業区域内の各県（山口県を除く。以下同じ。）及び中国地区において，いずれもシェアが25%以上かつ第1位となるとともに，上位3社のシェアが50%超となる。

イ 一般用医薬品について，営業区域内の各県及び中国地区において，いずれもシェアが25%以上かつ第1位となるとともに，上位3社のシェアが50%超となる。

(2) 考慮事項

ア 平成4年度以降，医薬品業界の取引慣行改善（仕切り価格の引下げ等）により，卸売業者がメーカーから独立して事業活動を行う傾向にあり，卸売業者は，さらに取扱商品及び営業区域を拡大して相互参入が行われることが予想される。

イ 医療用医薬品については，卸売業者の医療機関に対する価格交渉力は弱く，また，各県及び中国地区においてそれぞれ有力な競争業者が存在する。

ウ 一般用医薬品については，各県及び中国地区においてそれぞれ有力な競争業者が存在することに加え，医薬品メーカーの中には小売店に対し直接販売を行っている者が存在し，メーカー直販分を加えて小売店向け医薬品販売分野として各

県及び中国地区における合併新会社のシェアをみるとほぼ半分又は半分以上に低下する。

4 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると、本件合併は、直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事例6 ㈱富士銀行による安田信託銀行㈱の株式取得

1 本件の概要

本件は、安田信託銀行㈱（以下「安田信託」という。）が財務体質を強化するため、第三者割当て増資を行うこととし、この一部を㈱富士銀行（以下「富士銀行」という。）が引き受けるに当たり、富士銀行は、安田信託の株式を16.9%保有することになるため、あらかじめ当委員会に対し第11条第1項ただし書の規定による認可申請を行ったものである。

2 認可の考え方

第11条の規定においては、銀行が他の会社の株式を5%を超えて保有することは原則として禁止されており、例外として、あらかじめ同条第1項ただし書の規定に基づき公正取引委員会の認可を受けた場合等が定められている。公正取引委員会は、この認可の基準について、「独占禁止法第11条の規定による金融会社の株式保有の認可についての考え方」（平成9年12月 公正取引委員会）を公表している。これによれば、金融会社が他の金融会社の株式を保有する場合として、次の2つの場合に該当しない限り、認可を行うこととされている。

- ① 「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（平成9年12月 公正取引委員会）における「事業支配力が過度に集中すること」の考え方に照らし、認可申請会社、株式発行会社及び認可申請会社が株式の所有により事業活動を実質的に支配している国内の会社の事業支配力が過度に集中することとなること。
- ② 申請会社又は株式発行会社の株式保有により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなること。

本件の株式取得については、上記①又は②に該当するかどうか次のとおり検討を行った。

(1) 事業支配力の過度の集中について

「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」においては、事業支配力が過度に集中することとなる場合として3つの類型を禁止類型として挙げている（下記（参考）参照）が、本件株式所有比率からみて、株式発行会社（安田信託）は認可申請会社（富士銀行）の子会社又は事業活動を実質的に支配している会社であるとはいえないので、この要件は問題とならない。

(2) 一定の取引分野における競争の実質的制限

富士銀行と安田信託はその子会社も含めてみた場合には、貸出、預金、信託分野で競合関係に立つものであるが、これら当事会社全体でみた場合のシェアが比較的高いものではないこと等を踏まえると、本件株式取得により一定の取引分野

における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

3 当委員会の判断

上記の点を総合的に判断すると、本件株式取得については、第11条第1項ただし書の規定に基づいて認可するのが相当であると判断した。

(参考)「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」として禁止される類型

第1類型

持株会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合

第2類型

大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合

第3類型

相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合

事例7 ㈱三和銀行による山一證券投資信託委託㈱の株式取得

1 本件の概要

本件は、山一證券投資信託委託㈱（現パートナーズ投信㈱）（以下「山一證券投資信託委託」という。）の株主であった山一證券㈱がその廃業に伴い同社及びその関連会社が山一證券投資信託委託の株式を売却することとなり、当該株式を㈱三和銀行（以下「三和銀行」という。）が引き受けるに当たり、三和銀行は、山一證券投資信託委託の株式を49.3%保有することになるため、あらかじめ当委員会に対し第11条第1項ただし書の規定による認可申請を行ったものである。

2 認可の考え方

本件は、銀行が他の会社の株式を5%を超えて保有する場合であり、事例6で述べたとおり、第11条第1項ただし書の規定に基づく公正取引委員会による事前の認可が必要となる。

山一證券投資信託委託は、投資信託委託業及び投資顧問業を営むものであり、投資信託委託業及び投資顧問業は金融業ではないが、金融資産運用サービスを顧客に提供するという点で取引形態が金融取引に類似している業務といえる。

したがって、本件は、「独占禁止法第11条の規定による金融会社の株式保有の認可についての考え方」において認可類型に掲げられたもののうち、株式発行会社が金融会社固有の業務に準ずる業務を営む会社である場合に該当するため、次の2つの場合に該当しない限り、認可を行うこととされている。

- ① 「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（平成9年12月 公正取引委員会）における「事業支配力が過度に集中すること」の考え方に照らし、認可申請会社、株式発行会社及び認可申請会社が株式の所有により事業活動を実質的に支配している国内の会社の事業支配力が過度に集中することとなること。
- ② 申請会社又は株式発行会社の株式保有により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなること。

本件の株式取得については、上記①又は②に該当するかどうか次のとおり検討を行った。

(1) 事業支配力の過度の集中について

「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」においては、事業支配力が過度に集中することとなる場合として3つの類型を禁止類型として挙げている（事例6の（参考）参照）。三和銀行による山一證券投資信託委託の株式所有比率は49.3%となる予定であり、山一證券投資信託委託は三和銀行の子会社ではないが、三和銀行が実質的に支配している国内の会社に該当するものであり、また、三和銀行は、100%出資子会社として三和証券㈱及び三和信託

銀行側の金融会社並びに三和銀行の従属業務を営む子会社を所有しており、これらの会社について禁止される3つの類型に該当するかどうか検討した。

第1類型に関しては、単体総資産が3000億円を超える会社が2社のみであること、第2類型に関しては、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社が存在しないこと及び第3類型に関しては、個々の事業分野において売上高のシェアが10%以上又は上位3位となる会社が存在しないことから、禁止されている3つの類型には該当しないため、本件株式取得により事業支配力が過度に集中することとはならないと判断した。

(2) 一定の取引分野における競争の実質的制限

三和銀行と山一証券投資信託委託は競合関係に立つものではないことなどから、本件株式取得により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

3 当委員会の判断

上記の点を総合的に判断すると、本件株式取得については、第11条第1項ただし書の規定に基づいて認可するのが相当であると判断した。

事例8 大山証券㈱と日ノ丸証券㈱との合併（平成9年8月合併届出受理，10月合併）（新会社名 大山日ノ丸証券㈱）

1 本件の概要

本件は，鳥取県内の証券会社である大山証券㈱と日ノ丸証券㈱とが，今後実施される株式委託手数料の自由化など金融制度改革を控え，経営基盤の強化と合理化を図るために合併しようとするものである。

2 一定の取引分野

証券取引法第28条は，大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ証券業務を営んではならないとしており，同法第28条の規定に基づく免許は，業務別に，

- ① 有価証券の売買を行うディーラー業務（同条第2項第1号）
- ② 有価証券の売買の媒介，取次ぎ，代理等を行うブローカー業務（同項第2号）
- ③ 有価証券の引受け及び売出しを行うアンダーライター業務（同項第3号）
- ④ 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行うセリング業務（同項第4号）

に分けられており，両当事会社は，①，②及び④の免許を有している。このうち①については，証券会社の自己売買であるのに対し，②及び④については，顧客の売買を取り次ぐといった違いが存在する。顧客は証券会社で口座を開設しなければならない。また，株式，公社債及び投資信託は，それぞれ元本の安全性，収益の確実さ，換金の容易さ等商品の性格が異なり，顧客はこれらを区別して取引を行っていると考えられる。

したがって，本件については，両当事会社の店舗設置状況等から，鳥取県における株式，公社債及び投資信託それぞれの②及び④に係る取引について「一定の取引分野」が成立すると判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

合併新会社の鳥取県における上記②②及び④に係る株式売買のシェアが株式売買高で38.6%かつ第1位となる。

(2) 考慮事項

鳥取県においては，全国展開している大手証券会社3社が店舗を設けて上記②の①～④のすべての免許を有して営業活動を行っており，鳥取県におけるこれら3社の株式売買のシェアは，それぞれ10%ないし20%を超え，有力な競争業者であるといえる。

4 当委員会の判断

上記の点を総合的に勘案すると，本件合併は，直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

事例9 A社ほか3社によるX製品に係る共同生産会社の設立

1 本件の概要

本件は、X製品の有力な販売業者であるA社及びその子会社でありX製品の製造業者であるB社が、O地区におけるX製品の生産について、当該地区においてX製品を製造販売しているC社及びD社とともに、X製品の共同生産会社を設立しようとするものである。

なお、C社及びD社は、O地区においてX製品の原料供給元であるE社が工場閉鎖のため原料の供給を受けられなくなることから、本件共同生産会社を設立しようとするものであり、これに伴いX製品の生産から撤退する。

2 一定の取引分野

X製品にはその商品特性から販売地域に限界があることから、本件においては、O地区におけるX製品の製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

- ア 出資会社各社のX製品の販売合算シェアは88.8%となる。
- イ 本件共同生産会社の設立により、A社（及びB社）とその競争業者であるC社及びD社との間の結合関係がそれぞれ形成又は強化されることとなり、それぞれの会社間に協調関係が醸成されやすくなる。
- ウ 出資会社各社が共同生産会社の製造するX製品の引取数量をあらかじめ定めることとなる。

(2) 考慮事項

- ア X製品については、近年、ユーザーが自社生産を行う傾向が強まっていることから、メーカーが大幅な値上げを行うことは困難である。
- イ C社及びD社は、X製品の原料の供給を受けられなくなることから、従来どおりのX製品の生産は行わないものである。
- ウ X製品は他の関連商品と合わせて顧客に販売されており、本件共同生産会社が設立されない場合、関連商品を含めた市場におけるC社及びD社の競争力が減退する。
- エ 出資会社各社は、独自にX製品の販売を行う。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、本件当事会社の合算シェア、市場の状況等を考慮し、本件行為によって当事会社はX製品の価格・数量をコント

ロールする力を強化することとなり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。

事例 10 F 社による G 社への役員派遣等

1 本件の概要

本件は、Y 製品の有力な製造・販売業者である F 社が、競争の激化により経営が悪化した同業者 G 社の再建・安定化を図るため、同社に役員 2 名を派遣したものである。

なお、F 社は、G 社の発行済株式総数の約 30%（株主順位第 2 位）の株式を保有している。

2 一定の取引分野

F 社及び G 社の取扱商品は Y 製品であり、Y 製品には特に代替関係にある商品が存在しないことから、本件においては、Y 製品の国内における製造・販売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 問題点等

(1) 問題点

F 社は、G 社の発行済株式総数の約 30%の株式を保有していることに加えて、G 社に 2 名の役員を派遣することになったことから、F 社と G 社の間に結合関係が認められるが、F 社と G 社を合算した Y 製品の販売シェアは約 60%となり、第 2 位の事業者のシェア（約 20%）を大きく上回ることとなる。

(2) 考慮事項

ア 当該役員派遣及び株式所有は、G 社からの要請によるものである。

イ Y 製品の市場は、停滞傾向が続いており、G 社の平成 8 年 3 月期の決算では相当額の赤字となっている。

(3) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、F 社が、G 社に役員を派遣し、同社の発行済株式総数の約 30%に相当する株式を保有することにより F 社と G 社の間に結合関係が生じており、Y 製品の製造・販売分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(4) 当事会社の対応

上記の指摘に対して、当事会社からは、役員兼任関係を解消する旨及び F 社が G 社の株式所有割合を発行済株式総数の 25%未満とする旨の回答があった。

事例 11 H県中央卸売市場に入場予定のZ商品卸売業者の合併

1 本件の概要

本件は、H県中央卸売市場Z商品部が新設されることに伴い、同県においてZ商品卸売業を営む2社が合併し、同市場に卸売業者として単独で入場しようとするものである。

2 一定の取引分野

当事会社2社から仕入れを行っている小売買参人の所在地は県内全域に及んでいること及び県内には他の地方卸売市場がないことから、H県全域におけるZ商品卸売分野に「一定の取引分野」が成立するものと判断した。

3 本件の問題点等

(1) 問題点

本件行為により合併新会社のシェアは、約85%かつ第1位となり、他に有力な卸売業者がない。

(2) 問題となり得る点についての指摘

本件について、当委員会は、当事会社に対し、H県のZ商品卸売分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の指摘を行った。

(3) 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の回答があった。

事例 12 金融会社 J 社による製造・販売業者 K 社の株式取得

1 本件の概要

本件は、製造・販売業者 K 社が事業再構築を行うに際し、増資を企図したことに
対し、金融会社である J 社は増資の引受けを検討したところ、J 社は K 社の株式を
その発行済株式総数の 5% を超えて保有することになるため、J 社はあらかじめ当
委員会に対し第 11 条第 1 項ただし書の規定による認可申請を行おうとするもので
ある。

なお、J 社は、増資引受けは K 社の事業再構築を支援するための一時的なもので
あり、再構築後の事業が軌道に乗り次第、第 11 条の制限を超える部分の株式を売
却する予定であるとしている。

2 認可の考え方等

(1) 第 11 条第 1 項ただし書の認可については、「独占禁止法第 11 条の規定によ
る金融会社の株式保有の認可についての考え方」（平成 9 年 12 月 公正取引委
員会）に従って行うこととしている。これによれば、本件の場合は、従属業務子
会社、金融会社等のいずれの認可類型にも該当しない株式保有であるため、①申
請会社による株式取得の必要性、②当該株式保有による申請会社の事業支配力増
大のおそれの有無及びその程度及び③株式発行会社の属する市場における競争へ
の影響の 3 点を考慮して認可の可否を決定することとなる。

(2) 当委員会は、本件について、J 社の増資引受けが不可欠である特別な事情が存
在するわけではないこと、株式保有は暫定的なものである予定とはいえ、K 社は
金融業以外の事業活動を営んでおり、K 社の規模からみて当該株式保有による J
社の事業支配力増大のおそれが強いとみられることから、認可するに足る合理的
な理由があるとは認められないと判断し、この旨当事会社に対して指摘を行った。

3 当事会社の対応

上記指摘に対し、当事会社からは、本件行為を行わない旨の申出があった。

